第二百六条第一項	当選	第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による告示の日	賛否の投票の結果 地方自治法施行令第百八十三条第一項の公表の日
第二百七条第二項	地方公共団体の議会の議員及び長の当選		賛否の投票の結果
第二百九条第一項	当選		賛否の投票の結果
第二百十九条第一項	おける当選		おける賛否の投票の結果
第二百二十六条第二項、第二百二十七条及び第二百二十八条第一項	被選挙人の氏名		賛否
第二百三十七条の二第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して		賛否又は
	指示する		指示に従い
第二百三十七条の二第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称		賛否
第二百五十五条第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称		賛否
第二百五十五条第三項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称		賛否
	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称		賛否

第百八十七条中「第四十六条の二」を「第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）」に改め、「第四十八条の二第二項（」の下に「同法」を加え、「第六十八条第一項第二号から第五号まで」を「第六十八条第一項第二号、第三号、第五号」に改め、「第七十六条（」の下に「同法」を加え、「第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで」を「第二百六十三条」に改め、同条第二項（」の下に「公職選挙法」を、「第二百七十条の二（」の下に「同法」を加える。

第二百十一条第一項中「第二百八十七条の二第二項」を「第二百八十七条の三第二項」に改める。

第二百十一条の二中「第二百八十七条の三」を「第二百八十七条の四」に改め、第三編第三章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（特例一部事務組合に関する読替え）

第二百十一条の三　地方自治法第二百九十二条の規定によりこの政令中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合（同法第二百八十七条の二第二項に規定する特例一部事務組合をいう。）に準用する場合においては、第百二十一条の四第二項中「地方自治法第九十八条第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項において読み替えて準用する同法第九十八条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百二十一条の五第二項中「地方自治法第百条第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項において読み替えて準用する同法第百条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十四条の四十九の三十八第二項中「地方自治法第二百五十二条の四十第二項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第八項において読み替えて準用する同法第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と読み替えるものとする。

第二百十二条の二の表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第五項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合

第二百十二条の二の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十二条の四の表第九十二条第四項の項中「第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第五項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合

第二百十二条の四の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。